



新 (R50401 改定版)	現 行
<p>なお、<u>(2)受注者希望型</u>で一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、発注単位で取り組むかどうかを協議することができる。</p> <p><u>(1) 発注者指定型</u>  <u>発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式。</u></p> <p><u>(2) 受注者希望型</u>  <u>受注者が工事契約後、工事着手前（総合施工計画書提出前）までに</u> _____ <u>週</u>  <u>休2日の実施について、監督員（発注者）と協議したうえで取り組む方式。</u></p> <p>_____</p>	<p>なお、(1)受注者希望<u>方式</u>で一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、発注単位で取り組むかどうかを協議することができる。</p> <p>_____</p> <p><u>(1) 受注者希望方式</u>  <u>受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。</u></p> <p><u>(2) 発注者指定方式</u>  <u>発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式。</u> (1)に移動</p>
<p>5 積算方法等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 積算及び変更方法  当初の予定価格から、<u>4週8休以上</u>を前提に(1)<u>ア</u>により労務費を補正して工事費を積算する。  現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が _____  _____ <u>4週8休</u>に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</p>	<p>5 積算方法等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 積算及び変更方法  当初の予定価格から、<u>4週6休以上</u>を前提に(1)<u>ウ</u>により労務費を補正して工事費を積算する。  現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が<u>4週7休以上の場合、状況に応じ、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。</u>  <u>また、現場閉所（現場休息）が4週6休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</u></p>
<p>6 対象工事である旨等の明示  受注者希望<u>型</u>または発注者指定<u>型</u>いずれかの対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積書提出通知）および特記仕様書等に記載するものとする。</p>	<p>6 対象工事である旨等の明示  受注者希望<u>方式</u>または発注者指定<u>方式</u>いずれかの対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積書提出通知）および特記仕様書等に記載するものとする。</p>
<p>7 (省略)</p>	<p>7 (省略)</p>
<p>8 工事成績評定について  受注者希望<u>型</u>、発注者指定<u>型</u>ともに、<u>4週8休以上</u>の休日の確保が確認できた場合は、<u>加点評価を行う。</u></p> <p>発注者指定<u>型</u>においては、受注者の責により <u>4週8休以上</u>の休日が確保 <u>でき</u>なかった場合、<u>減点評価を行う。</u></p>	<p>8 工事成績評定について  受注者希望<u>方式</u>、発注者指定<u>方式</u>ともに、<u>4週6休以上</u>の休日の確保が確認できた場合、<u>従来の評定に基づき適正に評価するものとし、週休2日達成による評価項目を改めて追加しての加点は行わない。</u></p> <p>発注者指定<u>方式</u>においては、受注者の責により <u>4週6休以上</u>の休日が確保 <u>出来</u>なかった場合、<u>第1評定および第2評定の「工程管理」項目において減点評価を行う。</u></p>
<p>9 実施証明書  発注者は、週休2日促進工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、<u>4週8休以上を達成した場合、</u>福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。</p>	<p>9 実施証明書  発注者は、週休2日促進工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、 _____ <u>福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を</u>発行するものとする。</p>
<p>10 その他  (1) (省略)</p>	<p>10 その他  (1) (省略)</p>

新 (R50401 改定版)	現 行
<p><u>(2) 適正な工期の確保</u> 改修工事においては、全体工期にしわ寄せがないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定すること。</p> <hr/> <p>(3) (省略)</p> <p><u>(4) アンケート調査等の実施</u> 週休2日促進工事を実施する場合はアンケート調査等を実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討し、この促進につなげる。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年5月1日から適用する。 この要領は、平成31年4月1日から適用する。 この要領は、令和元年10月1日から適用する。 この要領は、令和2年10月15日から適用する。 この要領は、令和3年4月1日から適用する。 <u>この要領は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<hr/> <hr/> <p><u>(2) アンケート調査等の実施</u> 週休2日促進工事を実施する場合はアンケート調査等を実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討し、この促進につなげる。</p> <hr/> <p>(3) (省略) <span style="float: right;">(4)に移動</span></p> <hr/> <hr/> <p>附 則 この要領は、平成30年5月1日から適用する。 この要領は、平成31年4月1日から適用する。 この要領は、令和元年10月1日から適用する。 この要領は、令和2年10月15日から適用する。 この要領は、令和3年4月1日から適用する。</p> <hr/>